

予防接種で妊婦さんと赤ちゃんを 風しんから守りましょう



妊婦さんが妊娠初期に風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが、難聴、心疾患、白内障、精神や身体の発達に遅れ等の障がいを伴う「先天性風しん症候群」という病気にかかることがあります。妊娠中は風しんの予防接種は出来ないため、家族の方が接種を心がけることが重要です。

そこで、妊娠を希望する女性や妊婦さんの家族が風しんの予防接種を受ける費用の一部を助成します。

【助成対象者】

近江八幡市に住民登録があり、以下①～②のいずれかに該当し、かつ、③～④のいずれかに該当する人
(※妊娠中の方は受けられません。)

- ①妊娠を希望している女性
- ②風しんの抗体価の低い妊婦の配偶者など同居家族

＜過去に受けた風しん抗体検査の結果＞

- ③『滋賀県風しん抗体検査』を受け、風しんに対する免疫が低く、予防接種が必要と判断された
- ④過去に受けた風しん抗体価がH I 法で16倍以下、又はその他の方法による風しん抗体価についてはH I 法で16倍以下に相当するもの

【助成回数・費用】 1人1回限りで、接種費用の7割（ただし、7,000円を上限とします）

【滋賀県風しん抗体検査について】 滋賀県のホームページに実施医療機関が掲載されています。

【接種ワクチン】 麻しん風しん混合ワクチン または 風しん単抗原ワクチン

【助成金申請に必要なもの】

- ①近江八幡市風しん予防接種助成金交付申請書（申請者は被接種者本人）
- ②接種した医療機関の領収書（風しん予防接種と分かるもの）
- ③『滋賀県風しん抗体検査』結果が分かるもの または 過去の風しん抗体検査結果がわかるもの
(※被接種者本人の結果。ただし上記対象者②の方は妊婦の結果も必要です。)
- ④振込先（被接種者本人）の通帳（口座番号のページの写しをいただきます）

【助成対象の接種期間】 令和7年4月1日～令和8年3月31日

【申請期限】 **令和8年3月31日までに**申請してください。ただし、令和8年3月中に予防接種を受けた方は、令和8年4月10日までにお早めに申請してください。

滋賀県ホームページ 「風しん抗体検査について」

URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuzi/14895.html>



【お問い合わせ】 近江八幡市健康推進課 0748-33-4252